

令和4年1月5日

報道機関 各位

牛久市総務部人事課

職員の処分等について

令和4年1月5日付で職員の処分を行いましたので報告します。

1. 保健福祉部医療年金課職員による同僚職員への暴力行為に関する処分

① 事案の概要

令和3年12月15日午後1時頃、牛久市役所保健福祉部医療年金課の執務室内において、事務処理を巡り同僚職員に言い返されたことを発端として、男性職員が同僚の女性職員に暴言を吐き、足を蹴るなどの暴力行為を行ったものである。

② 処分の理由

同僚職員への暴言・暴力行為については、その理由の如何にかかわらず、職場内の秩序を乱す行為であり、また行為が執務時間中に行われたことは、市の信用を著しく失墜させる行為である。

③ 処分等の内容

| | | | |
|-------|------------|-----|-----|
| 所 属 | 保健福祉部医療年金課 | | |
| 職名・年齢 | 主任 | 男性 | 54歳 |
| 処分内容 | 停職 | 1ヶ月 | |

2. 総務部税務課職員による公務外の交通事故に関する処分

① 事案の概要

令和2年9月13日午後6時25分頃、信号機のある交差点を左折進行する際、安全確認が不十分のまま漫然と時速約20キロメートルで左折進行し、横断歩行中の被害者に車両を接触させ、全治約3ヶ月を要する傷害を負わせたもの。

② 処分の理由

本事案は、職員の公務外における交通事故であるが、牛久市職員の交通事故等にかかる懲戒処分等基準の「減給」処分相当の「過失により相手方に全治3ヶ月以上の傷害を与えた場合」に該当するものである。

③ 処分等の内容

| | | | |
|-------|---------|-----|-----|
| 所 属 | 総務部税務課 | | |
| 職名・年齢 | 主査 | 男性 | 60歳 |
| 処分内容 | 減給10分の1 | 1ヶ月 | |

3. 処分年月日

令和4年1月5日

4. ご報告とお詫び

この度の職員による暴力行為及び交通事故について懲戒処分を行いました。市の信用を大きく失墜させたことを重く受け止め、ここに深くお詫びいたします。

今後においては、このような不祥事を二度と起こさぬよう、職員の更なる綱紀粛正に努め、市政に対する信頼回復に向け取り組んでまいります。

令和4年1月5日 牛久市長 根本 洋治

(問い合わせ：牛久市総務部人事課長 二野屏 公司 電話 029-873-2111 内線 1040)